

議第157号 呉市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

本市が管理する道路等の占用料の額について、国道の占用料の額の改定に準じた改定等を行うとともに、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられること等に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) 国道の占用料の額の改定に準ずる道路占用料等の額の改定

近年の地価水準の変動を反映させるために行われた道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正（平成29年政令第2号による改正。以下「政令の一部改正」といいます。）による国道の占用料の額の改定に準じ、本市が管理する道路の占用料の額を改定します。

また、これに伴い、道路占用料の額に準じて定めている河川、準用河川等の占用料の額についても、同様に改定します。

(2) 地下に設ける食事施設等の占用料の設定

政令の一部改正により、道路の占用許可対象物件である食事施設等について、「地下に設けるもの」の区分が追加され、その占用料の額が定められたため、本市が管理する道路の占用料についても、当該区分を設け、占用料の額を定めます。

(3) 占用料の額における端数の計算方法の精緻化

政令の一部改正において、占用料の額の計算方法における占用物件の占用面積や長さについての端数処理が、1平方メートル又は1メートル未満の端数切上げから0.01平方メートル又は0.01メートル未満の端数切捨てに改められたため、本市が管理する道路占用料の額の計算方法についても、同様に改めます。

(4) 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う道路占用料等の額の改定

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）の施行により、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税を合わせた税率が8パーセントから10パーセントに引き上げられることに伴い、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第1号及び消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第8条の規定により課税の対象とされている1月未満の土地の貸付けに係る対価に該当する道路等の占用料の額を算出するに当たり乗じることとしている率を8パーセントから10パーセントに改めます。

(5) 道路占用料の徴収方法に係る規定の整備

占用期間が1年を超える占用料の初年度分について、当該占用許可の日が属

する年度と占有開始日の属する年度が異なる場合においては、道路占有料とその他の占有料とで徴収する時期が異なっていますので、これを統一するとともに徴収方法を明確にします。

3 施行期日

平成31年4月1日。ただし、2(4)については、平成31年10月1日